

<対策のポイント>

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を保護し、次世代に継承していくため、地域固有の多様な食文化の保護・継承を推進するとともに、子供たちや子育て世代に対して和食文化の継承を行う人材を育成します。

<事業目標>

第3次食育推進基本計画における目標である「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている割合」の増加（41.6% [平成27年度] → 50%以上 [令和2年度まで]）（見直し中）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域の食文化の保護・継承事業

地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承していくため、地方公共団体、大学等研究機関、民間団体、教育関係者、民間企業等を構成員とした体制を各都道府県に構築します。

また、各地域の郷土料理の選定・調査、データベースの作成、普及、活用等を行います。

2. 和食文化継承の人材育成等事業

子供たちや子育て世代等に対して、地域での和食文化の普及活動を行う中核的な人材を育成・拡大するため、栄養士・保育士等を対象に研修会等を実施し、人材のネットワーク化を図ります。

また、子供たちへの和食文化の普及のための取組を活用した実践的な研修を実施します。



- 各都道府県ごとに体制を構築
- 地域の郷土料理の調査、データベース作成
(歴史、由来、関連行事、使用食材、料理方法等)



- 人材育成研修の実施
- 人材ネットワーク化
(地域で普及活動)
- 子供向け和食のイベント

<事業の流れ>

